

福岡県政記者クラブ
福岡市政記者クラブ
北九州市政記者クラブ

へ同時提供

令和6年9月4日
福岡北九州高速道路公社

報道機関 各位

料金收受業務の受託会社元社員（料金収受員）による料金着服行為について

当公社が管理する北九州高速道路の料金收受業務を受託する会社の元社員（料金収受員）が、不正行為を行ったことが判明しましたので、お知らせします。

公社は、このような事態を招いたことに対しまして、お客様をはじめ、関係者の皆様に対し深くお詫びするとともに、今回の事件を真摯に受け止め、指導・監督の強化を図ってまいります。

記

1. 不正行為者

料金收受業務を受託するトールウェイサービス㈱の元社員（料金収受員、64歳）

※トールウェイサービス㈱は、9月2日付けで、同社員を懲戒解雇した。

2. 不正行為の内容

受託会社元社員が、7月18日から8月5日の間に勤務した7日間に、北九州高速道路の横代料金所等6料金所内において、お客様から受け取った通行料金（現金）を着服したもの。被害金額は59,020円（122台分）である。

※トールウェイサービス㈱から公社への弁済は完了している。

3. 事案の経緯

- ① 公社は、トラフィックカウンター^{※1}で計測した料金所の通過台数と、領収書の発行枚数を比較することで、料金の着服等の不正行為がないか検査を行っている。

7月29日に実施した7月25日営業日分^{※2}の検査において、不自然な台数差を確認したため、受託会社であるトールウェイサービス㈱へ原因調査を指示した。

その後、公社は別の日においても同様の事象を複数確認し、トールウェイサービス㈱へ追加調査を指示した。

※1 トラフィックカウンター：料金所に設置している交通量の自動計測装置

※2 7月25日営業日：7月24日午前9時～7月25日午前9時まで

- ② トールウェイサービス㈱は8月5日、調査該当日のすべてを同一収受員が担当していることに気づき、同日、元社員に対し事情聴取を行ったところ、着服したことを認めた。

さらに、8月8日の事情聴取で、7月18日から8月5日の間に勤務した7日間に、着服したことを認めた。

- ③ 公社及びトールウェイサービス㈱は、元社員の料金収受中の着服行為の有無を確認するため、8月6日から、映像記録の残る元社員勤務日の料金所内の監視カメラ録画画像（4月4日から8月5日まで）について、画像調査を開始した。
- ④ 公社及びトールウェイサービス㈱は、元社員が着服したことを認めた7月18日から8月5日の間に勤務した7日間の画像調査を先行して実施し、8月15日までに着服と思われる行為を確認した。
- トールウェイサービス㈱は、この調査結果に基づき、8月16日までに元社員への事情聴取を行った。
- その結果、元社員は、この7日間において、合計59,020円（122台分）を着服したことを認めた。
- ⑤ 8月16日以降、公社及びトールウェイサービス㈱は、7月18日より前の着服行為の有無を確認するため、4月4日以降の料金所内の録画画像（34日間）についても引き続き画像調査を行い、8月28日に画像調査を完了したが、着服と思われる行為は認められなかった。

4. 再発防止策（主なもの）

公社は次の再発防止に取り組めます。

- ① 料金所内の録画画像の抜き打ち検査
任意に抽出した料金所内の録画画像の抜き打ち検査を強化する。
- ② 台数照合調査
引き続き、料金所の通過台数と領収書の発行枚数を照合し、一定の台数差がある場合は原因究明を行う。
- ③ 料金所内に注意喚起「不正防止 カメラ録画中・取扱台数の確認実施中」の表示
収受業務の一切を録画していること及び台数差の確認を行っていることについて、収受員の目につく場所に掲示する。
- ④ トールウェイサービス㈱及び他の収受会社への再発防止についての指導
トールウェイサービス㈱はもとより、その他の福岡高速及び北九州高速の料金収受業務の受託会社に対し、本件について共有のうえ、再発防止策の徹底について指導を行う。
- なお、トールウェイサービス㈱では、独自に「料金所内の録画画像の確認」や「本人の了承を得たうえでの手荷物検査」等を実施することとしています。

お問合せ先：福岡北九州高速道路公社 営業部 営業管理課 なかまた つじごう 中俣・辻郷

電 話：092-631-3292

FAX：092-643-0228